

会 議 録

会議の名称	第7期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和3年5月12日（水） 午後5時半から7時半まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員（会長）、吉岡 博之委員（副会長）、石塚 勝敏委員、 加藤 了教委員、山本 善万委員、畑 佐枝子委員、小幡 美穂委員 〈WEBによる参加〉 佐藤 宮子委員、田中 麻子委員、赤濱 高之委員、高野 美子委員、 佐々木 宣子委員、三笠 俊彦委員、立石 静子委員、橋本 寿江委員、 丸山 智史委員、佐々木 由佳委員</p> <p>（事務局） 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第7期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第7期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(会長)

皆様すみません定刻を少し過ぎましたが始めさせていただきます。開会前に事務局より連絡がございます。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年4月25日に緊急事態宣言が再度発出されました。

配布させていただきました参考資料をご覧ください。

企画政策課の令和3年4月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属機関等の運営について（通知）」の中で、会議については職員及び委員などを含め、市内での感染拡大防止の観点から、不要不急の会議は中止又は延期するなど、まずは会議の開催自体について慎重に検討・判断をすることとされています。

また会議を開催する場合は、Web会議での実施、会議終了時間への配慮、傍聴の中止・制限など、市の会議体が感染源とならないための配慮を必ず行うこととされています。

以上のことを踏まえたうえで、会長とも相談をし、Web会議で会議を開催し、Webの環境がない方は来庁も可とすることにしました。

Web会議の機能を使わせていただきながら会議を行いますので、聞き取りづらい又は、つながりづらい現象等が起こる可能性はございますが、その都度、善処いたしますので、どうぞご協力をお願いいたします。

(会長)

皆さんこんばんは。密な環境の小金井市第二庁舎から、お届けしてまいります。第7期の小金井市地域自立支援協議会の通算で第5回目、今年度、初めての自立支援協議会になります。

年度全体をどういうふうに進捗していくかということをお話ししますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

本日の欠席委員、年度替わりですので、メンバーが交代したということであればそのあたりをお願ひいたします。

(事務局)

本日欠席の委員ですが、橋本伸子委員、木下委員、永末委員、宮井委員から欠

席のご連絡をいただいております。

またこちらの会場に来庁していただいているのが、加瀬会長、吉岡副会長、石塚部会長、加藤委員、山本委員、畑委員、小幡委員となります。

またWebでのご参加は、田中委員、赤濱委員、高野委員、新しくお越しいただいた多摩府中保健所の橋本寿江委員、佐々木宣子委員、丸山委員、佐々木由佳委員、佐藤委員、三笠委員、立石委員となります。

協議会は小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされているところですが、本日21人中17人が出席しておりますので、会議が成立することを報告いたします。

<配布資料の確認>

本日、机上に配付しておりますのが、

参考資料 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属機関等の運営について（通知）

- 資料1 小金井市地域自立支援協議会 実績報告書（案）（第7期（令和2・3年度））
 - 資料2 小金井市地域自立支援協議会（第7期）委員名簿
 - 資料3 令和3年度小金井市地域自立支援協議会開催予定。
 - 資料4 令和3年度小金井市地域自立支援協議会のスケジュール
 - 資料5 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説
 - 資料6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要
 - 資料7 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例見直しスケジュール
 - 資料8 令和3年度小金井市地域自立支援協議会差別解消委員会・WG開催予定
 - 資料9 各部会の報告
 - 資料10 第6期小金井市障害福祉計画
 - 資料11 小金井市精神保健福祉連絡協議会設置要綱
- 資料は以上です。

不足しているものがございましたらご連絡ください。

次第2 議題

1 委嘱状の交付

(事務局)

委嘱状の交付を行います。

それでは、今回より令和3年4月1日付で、新しく委員をお受けいただいた方もいらっしゃると思いますので、ここで委嘱状の交付を行うところですが、お時間の関係もありまして、机の上に置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。Webで参加の方、本日欠席の方には後日郵送にて送付させていただきます。

2 委員・事務局紹介

(会長)

よろしいでしょうか。そうしましたらメンバーの交代等々がありますので、Webからの参加も含めてですが、簡単に短く自己紹介をしていきたいと思いません。

まずは会場にいる委員さんの自己紹介、それからWeb参加の委員さんの自己紹介、それから事務方の自己紹介ということでいきたいと思いません。

私、会長を仰せつかって今年で2年目になります。東京学芸大学の加瀬でございます。教員養成とソーシャルワーカー養成の両方にまたがってやっております。どうぞよろしく願いします。

(副会長)

皆さんお世話になります。副会長を務めております吉岡と申します。

現在は、さくら会というところで、生活介護、就労継続支援（B型）、グループホーム等の事業をしております。どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

今回から参加します。前回まで参加の武井に続きまして、小金井市権利擁護センターの石塚と申します。

配属になったばかりでわからないこともありますが、頑張ってやっていきたいと思いません。どうぞよろしく願いします。

(委員)

私は小金井市精神障害者家族会あじさい会の副会長をしております加藤と申します。

前期に続きこの協議会のメンバーです。どうぞよろしく願いします。

(委員)

視力障害者の会を代表して来ております。山本と申します。相談支援部会委員です。よろしくお願いいたします。

(委員)

小金井市手をつなぐ親の会で役員をしております。畑と申します。知的障害の子をもつ親です。生涯発達支援部会を担当しております。よろしくお願いいたします。

(小幡委員)

同じく生涯発達支援部会に所属しております。発達にアンバランスな子どもの親の会、ひまわりママの代表をしております、小幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

では、事務局の方でWeb参加の方のご紹介をお願いします。

(事務局)

皆さん画面をご覧ください。画面に出ております上から順番に左から右に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、朋愛幼稚園の佐々木先生お願いします。

(佐々木由佳委員)

はい、皆さんお疲れさまです。児童・教育関係者で佐々木と申します。私立幼稚園協会で園長会代表をしております。

まだわからないことだらけですが、よろしくお願いいたします。

(橋本委員)

多摩府中保健所の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

(佐々木宣子委員)

児童発達支援センターきらりセンター長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(立石委員)

民生・児童委員の立石と申します。わからないことばかりですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

市民公募委員の佐藤宮子と申します。社会参加・就労部会に入っております。よろしく願いいたします。

(赤濱委員)

地域活動支援センターそらの赤濱と申します。相談支援部会に所属しております。よろしく願いします。

(三笠委員)

商工会部会長をしております。三笠と申します。2期目となります。商工会の方へご要望とかございましたら、お伝えください。

(田中委員)

田中麻子と申します。私は当事者で市のピアカウンセラーとして、電話での相談をしております。

相談支援部会で2期目になります。よろしく願いします。

(高野委員)

小金井きた包括支援センターの高野と申します。相談支援部会に参加しております。よろしく願いします。

(丸山委員)

小金井市教育委員会丸山と申します。どうぞよろしく願いします。

(事務局)

はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして事務局もこの4月より新体制となりましたので職員の紹介をさせていただきます。

<小金井市自立生活支援課長、障害福祉係長、自立生活支援課主査、障害福祉係主任の紹介>

(事務局)

また、小金井市地域自立支援協議会の運営につきましては小金井市障害者地域自立生活支援センターに委託を行っておりまして、開催通知、会議録、資料等や本日のWebの運営などをお願いしております。

<センター長、職員の紹介>

(会長)

ありがとうございます。

3 小金井市地域自立支援協議会について

(事務局)

新年度になりまして若干の委員の変更等もございますので、地域自立支援協議会の役割と、ご協議いただく内容などについて、簡単にですが、お伝えしたいと思います。

資料1をご覧ください。表紙の裏側の1ページ目になります。

「2 協議会での協議事項」をご覧ください。こちらは小金井市地域自立支援協議会設置要綱の第3条、協議事項に該当する部分です。

地域自立支援協議会は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定に基づいて定められた、小金井市地域自立支援協議会設置要綱により、障害者（児）の地域における生活を支えるため、福祉、労働、教育などの様々な関係機関の連携による協議会として設置されています。

協議の内容としては、小金井市地域自立支援協議会設置要綱第3条にあるとおり、

- 1 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- 2 困難事例の対応のあり方に関する協議及びこれに係る調整に関すること
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- 4 障害福祉計画の作成及びその具体化に関すること
- 5 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- 6 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること

などを協議していただいています。

今回のような全体会は年4回行っており、現在は3つの専門部会として、「相談支援部会」、「生涯発達支援部会」、「社会参加・就労支援部会」に分かれ、活動をしていただいています。

(事務局)

続きまして資料2から4までを説明したいと思います。

まずは、資料2をご覧ください。

各専門部会につきましては、資料2の左側の表の一番右側の列に記載のとおりとさせていただきます。

新しく委員になられた方には、誠に申し訳ございませんが、前任の方がいらした部会に入っていただくこととして、配置させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

社会参加・就労支援部会につきましては、権利擁護センターの武井委員が部長でしたので、武井委員の後任である石塚委員に部長をお願いできればと思います。

事務局職員につきましても、人事異動により、各部会の担当者が一部変更となりましたので、よろしくお願いいたします。

資料2の右側にあります差別解消条例ワーキンググループ(案)につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。今、自立支援協議会のメンバー、役割について説明していただきましたが、ここまでで何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、資料1に戻っていただいて、2ページの組織図をご覧ください。

全体会と部会の関係がそこに書かれていますが、全体会はある意味部会に支えられていると言ってもいいかと思えます。

相談支援部会、生涯発達支援部会、社会参加・就労支援部会は、この委員で成り立っているのではなく、それぞれ部会が相談支援部会であれば小金井市内の相談支援の事業所等とネットワークを作って、そこから様々な課題を拾い上げて整理する。同様に生涯発達支援部会であれば主として、児童に関する事業者とのネットワークの課題を集約する。社会参加・就労支援部会も同様です。

そこで集まった課題を全体会で、共有する。これが基本的に大きな構造になっているという理解です。

全体会はただ話を聞くだけかということではなく、資料1の1ページにある協議会での協議事項ということをやるわけですので、全てやるのがなかなかできないので、今日、この後今年度、どこに重きをおいてやるかセレクトしていくので、その中で皆さんと理解を共有していきたいと思えます。

さらに差別解消委員会では、この全体会からさらにどういう事案あるかというところで、実質的には事例がなければ年1回ぐらいの開催ということになります。このことを踏まえて、今年度どうするか、差別解消ワーキングをどのように行っていくのか考えていくこととなります。

はい、自立支援協議会、私の方から補足をさせていただきました。よろしいですか。

それでは、資料3につきまして、事務局お願いします。

(事務局)

続きまして資料3をご覧ください。

先ほどの全体会および専門部会の開催予定です。

協議会は、全体会を年度に4回開催します。資料3に記載があります日程で実施を考えております。

前年度からの変更点といたしましては、開催日が第4水曜日から第2水曜日になったことと、令和2年10月期の専門部会から午前中の開催を行っていましたが、令和2年9月以前と同じ夕方の開催に変更させていただきました。

なお、11月の全体会につきましては、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しのパブリックコメント検討結果の確認の日程の関係で、11月19日金曜日とさせていただきました。差別解消条例の見直しにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

また、2月の全体会と3月の専門部会を入れ替えさせていただきました。入れ替えることにより、専門部会で協議したことを全体会で共有し、令和3年度は第7期の締めとなるため、全体会で終える日程としております。

また、専門部会につきましては、6月、7月、8月、10月、1月、2月で会議室を予約していますが、部会内でお話の結果、都合が悪い場合や開催を見送る場合などがあれば、事務局まで事前にご連絡ください。

なお、12月につきましては、障害者週間スペシャルイベントとしての開催を予定しています。

次の開催予定についてはこの会の最後に再度、ご案内いたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

この日程につきましては、事務局の方から伺っていますが、部屋の確保の問題と、あちらを立てればこちらが立たずという状況の中で、四苦八苦したうえでの決定なので、基本的にご了解いただければと思います。参加の確保については、できるだけ参加できる体制を構築していくということで、ご理解いただければと思います。

そうしましたら、今は日程と会場でしたが、具体的に何をどう進めていくかということについて事務局からお願いします。

4 令和3年度の協議について

(事務局)

それでは議題2(4)、「令和3年度の協議について」です。資料4をご覧ください。令和3年度のスケジュールとなっております。

第7期の地域自立支援協議会の後半部分である令和3年度におきましては、各専門部会では、部会ごとの課題についての協議を行い、それを全体会で共有する形をとりたいと考えております。

今年度の専門部会における課題につきましては、次第2議題(5)、各部会からの報告にてそれぞれの部会長より、令和3年3月の各部会の報告とともに説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

ここで令和3年度のスケジュールの説明に伴い、委員の皆様にお支払いしている謝礼の件につきましてご説明いたします。

令和2年度は、全体会と、専門部会にて障害福祉計画を協議した場合に、謝礼をお支払いしていましたが、本来、要綱では全体会のみと規定されているところ障害福祉計画の策定にあたり特別に予算措置していたものです。令和3年度は規定のとおり、全体会のみ謝礼をお支払いすることになりますので、ご了承いただければと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。先に謝礼の方から確認をすると、あったものがなくなったのではなく、もともとなかったものが、元に戻るといことです。削られたわけでもないということを確認していただければと思います。

あと、資料4の方ですけれども、大きく各専門委員会でどうするのかとありますが、今年度は専門部会で課題を共有しつつ、昨年度残した課題と、差別解消条例の見直しをやらなければいけないということで、ワーキングの方で揉んでいただいて、パブリックコメントで市民の意見をもらい、盛り込んでいただき、その課題を9月以降の全体会を半々に分け、後半部分で検討していくという構造で考えています。ここまですろしいですか。では事務局お願いします。

(事務局)

では、差別解消条例の見直しについて説明させていただきます。資料5をご覧ください。障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説になります。

資料5の26ページをご覧ください。下から6行目にある付則第2項を読ませていただきます。「令和3年10月1日を目途に、小金井市条例の見直しを行います。見直しに当たっては、小金井市条例の施行状況や国の障害者政策の動向を踏まえ検討することとします。3年後の検討にあたっては自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聞く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。」とあります。

今、逐条解説を読ませていただいた部分に記載のありました国の障害者政策の動向につきまして、資料6をご覧ください。

国のほうも改正法案ができていて、一番大きいところが資料6の真ん中の概要2に記載のある「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」というところです。現在の障害者差別解消法では努力義務となっており、法的義務に改正される案が出ています。ここ3年以内に施行されるという状況があります。

小金井市条例の見直しについては、令和3年3月25日に行われた差別解消委員会において協議が行われ、見直しの方法については、ワーキンググループを作り、そこで見直しのたたき台を作成し、全体会の承認を受けるという案が出ました。

次に、資料7をご覧ください。小金井市条例見直しのスケジュールになります。協議会、ワーキンググループ、パブリックコメントの行をご覧ください。本日5月12日の全体会にて法改正の概要説明、見直しのスケジュール、ワーキングメンバーの確認をさせていただきます。その後、6、7、8月の4週目にあるワーキングにて見直しのたたき台を作成し、翌月の2週目にある専門部会にて、ワーキングの進捗状況についての確認をしていただく流れとなっております。

10月1日から11月1日までパブリックコメントを行い、11月の全体会にてパブリックコメントの検討結果の確認をしていただく予定となっております。

なお、資料8は、令和3年度小金井市地域自立支援協議会差別解消委員会・ワーキングの開催予定となります。資料8をご覧ください。

6、7、8月の第4水曜日の夕方にワーキングの開催を予定しております。

第4回のワーキングにつきましては、パブリックコメントの回答作成のためのワーキングですが、協議会の日程との関係もあり、メール開催を考えております。

最後に、もう一度資料2をご覧ください。申し訳ありませんが、資料2に戻っていただければと思います。

資料2の右側に差別解消条例ワーキンググループ(案)とあります。各部会を

代表して、正副会長、部会長及び差別解消法委員会委員と弁護士の幡野委員でたたき台の作成をお願いすることを考えています。

弁護士の幡野委員とも連絡が取れ、6、7、8月の計3回のワーキングに参加いただける予定となっています。

他の委員の皆様には、専門部会または書面にてご意見をいただき、ワーキンググループで精査し、全体会でさらに検討し、承認をいただければと思います。

長くなりましたが、議題2次第(4)令和3年度の協議につきましては、以上です。

(会長)

本当に長くて私もまだ理解できていませんが、特に資料7の細かい表は、目に入っていない。

議題ってことなので皆さんと協議したいのですが、順序は前後しますが、差別解消条例のワーキングのメンバーについて、まずはご承認いただかないといけません。正副会長と、各部会の部会長が入るので、私は生涯発達支援部会長、副会長は相談支援部会長、石塚さんが社会参加・就労部会長、プラス差別解消委員の方から出ていただけたら6人ぐらいなので、何とか日程調整ができるのではないかとということで、こういうふうにさせていただきました。

差別解消委員会で、ご尽力いただいている幡野弁護士に出ていただきたくて、事前に打診をさせていただきました。もし異論がなければ差別解消ワーキングは、このように進めていきたいと思っております。Web参加の皆さんも含めて、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ではご承認いただいたので6名で、たたき台を作っていくという形で行っていきたいと思います。

資料4の協議会のスケジュールと資料8のワーキング開催予定を横並びにしながらお話ししたいと思います。

令和3年度は3回専門部会ということで6、7、8月となって、9月8日の全体会に差別解消条例のパブリックコメント案を出すということで、この案の確認をしなければならないということになっている。

そうなったときにどういうスケジュールでワーキングをやっていたら良いか、こうやったらいいかということで、資料8で第1回が6月23日、第2回が7月28日、第3回は8月25日と、かなり短期間なのですが、ぎゅっとワーキングの方で詰めていただきながら、9月の全体会で、揉んでもらう。ワーキング

が始まってからの相談になりますが、毎回内容は紙面で共有をしながら進めていくのはどうか、そういうイメージです。それで9月に全体会のパブリックコメントの案を出して、次に11月8日から11月14日までが、第4回のワーキンググループになりますが、実際にパブリックコメントを受けて、回答はこれで良いかどうかを決めなくてはいけないので、第4回に入れます。これを受けて11月15日にパブリックコメントに対する回答はこれで良いかと検討して、公開するという形で、最終的に3月23日を予定しておりますが、3月9日に小金井市差別解消条例の見直しの報告を行い、3月23日に差別解消委員会を開いて、差別解消条例の見直しが今年度、第1回目の見直しが終わるといようなスケジュールを立てたということでございます。

補足をさせていただきました今のことも含めて、この協議会の進め方、差別解消委員会等についてのご質問、ご意見をいただければと思います。

(委員)

差別解消条例の逐条解説を作った関係で、いろいろまだこの条例には考え直さないといけないと思っておりますが、ワーキングチームのスケジュールを見ると、時間がないので、3回でまとめてパブリックコメント案を持つてくるのは、すごく大変だと思います。

私が思っている意見をできるだけ早く出さないといけないと思っております。1回目のワーキングの6月23日の2週間前というところちょうど自立支援協議会の開催日ですがそのころには書面でまとめて出さないといけないと思っておりますがいかがでしょうか。

(事務局)

6月9日にある部会、各専門部会にて1回目のワーキングに向けての概要説明をそれぞれの部会でさせていただく予定です。

その確認をしていただいた後に、意見を出せるような方向、メールとか書式とか考えますのでその時点から意見をいただけたらと考えております。

(会長)

ありがとうございます。

これも各部会でワーキングどうしようかということでしたが、今、ご説明いただいたように6月9日の専門部会の際には専門部会としての意見、ここところを揉んで欲しいというのをを出していただいて、6月23日の第1回のワーキングは、3つの部会からの検討課題みたいなものをいただいて、どういうふうなスケジュールでやっていくか、これが同時並行になると思います。

意見を待ってやっていたらもう無理なので、同時並行でどんどんやっていく。ただ、他の課題もあるので、宿題が多くなってしまいますが、そこはご了解いただいてお力添えいただければと思います。

その他いかがでしょうか。

はい。お願いします。

(委員)

第1回目のワーキンググループに向けての説明の時に、前回、条例作成の時のパブコメの回答と、条例作成の時にどういう意見になったかの資料を是非出していただきたい。パブコメで出されて取り入れられないまま条例策定に至ったものもあったかと思います。その資料も提示いただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。

私もその経緯を知らないで、この日のための資料ではなく、もっと早く読みたいので早く送ってください。

目を通せるように、当日の資料はまた別途とするにしても、差別解消条例のパブコメとその検討結果については事前に皆で早く共有できればと思います。新しい委員さんもいらっしゃいますし、事務方も新しい人がいらっしゃいますので、ぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

わかりました。

(事務局)

事務局からお願いがありまして、先ほど委員の方から逐条解説を作るのに関わった立場からご意見いただけるというお話でしたが、その前に制定の時点で反映されなかった部分もあるというようなことをちょっと聞き及んではおりませんので、もし制定のときに関わった方がまだいらっしゃって、そのときにこういうのを反映させたかったというようなお気持ちが残っているところがありましたら、ぜひそれを参考にしたいと思っていますので、ご意見を寄せていただければと思います。

(会長)

幡野先生からの資料の件は、伝えますか？

(事務局)

今回のワーキンググループに参加していただく弁護士の幡野委員より、皆さんに事前に読んでおいて欲しいという日本弁護士連合会の資料が、メールで昨日届きました。皆様にメールで後日送りますので、よろしくお願いたします。

(会長)

ということで、必要な資料、差別条例の見直しに関する資料を整えていただき、皆で共有したいと思っておりますのでお願いします。

その他いかがでしょうか。

<意見なし>

令和3年度の協議について、ご了承いただいたということで、次にこれで各部会からの報告でよろしいですかね。資料9-1、資料9-2、資料9-3です。まず、資料9-1相談支援部会からお願いします。

5 各部会からの報告

(相談支援部会長)

相談支援部会で、昨年度、令和3年度の課題にしましょうというのが、3つありました。

一つ目は、地域生活支援拠点等の事業について、これを引き続き協議していこう。内容につきましては、今も準備して、実際に本当のことをいうと動いてないのですが、これをしっかりと、親なき後で、そして高齢化や重度化にも対応できるこういうシステムを構築するために、いろいろ協議していきたい。

また、二つ目は、精神障害を持った方にも適用ができる地域包括ケアとはなにかということ。

三つ目は、相談支援部会ですから、市内の相談支援事業者とのネットワークを作りながら、課題に向けた取り組みができればよいということ課題としてあげております。

(生涯発達支援部会)

資料の9-2をご覧ください。生涯発達支援部会です。

協議の概要としましては、この時点では来年度つまり令和3年度をどうするかということと。

それからもう一つは医療ケア児のアンケート等、課題となった事項の整理の

ところになります。

また、各機関とのネットワークづくり、先ほど自立支援協議会の構造図を出させていただいて、各部会が市の最前線のネットワークをちゃんと組んで、そこでいろいろな課題を拾っていくという専門部会の機能が大事ということで、生涯発達支援部会でも保育園・幼稚園あるいは学校、それからいわゆる児童発達支援事業、放課後等デイサービス、様々な事業があつて、その状況がちゃんと把握できる、そういうネットワークを作るにはどうしたらいいのかということをもう一つの柱にしようということで話がありました。それについては、次回の専門部会で一つは差別解消条例ということと、もう一つは、今申し上げたことをどうするかということを検討していくことになるかと思ひます。

(社会参加・就労支援部会)

資料は9-3をご用意いただいて、社会参加・就労支援部会では、事業所等の紹介のパンフレットづくりですとか、就労だけに限らないものをつくるというような話が出ていた中で、今までに、サービスマップそういったものも確認しながら、作っていった方がいいのか、現状あるものがもうかなり古いものになっているので、最新の情報に変えていけるとよいのではないかという意見が出ていたというふうに聞き及んでおります。今後そういったものの作成をどのようにしていくのか、検討していくことになります。

この社会参加・就労支援部会は、かなり幅の広い内容ということもありますので、どのように今季、今年度は皆さんの意見をいろいろ出し合いながら、さらにそれを集約していくかということに、なっていくのかと思ひております。

(会長)

三つの部会から昨年度末の報告をいただきましたが、何か質問等あればいただきたいと思ひます。

<質問なし>

この報告は今年度に関わるので、各部会から報告をいただきました。

そうしましたら障害者週間スペシャルイベントについてということで、お願いします。

6 障害者週間スペシャルイベントについて
(事務局)

例年、障害者週間につきましては、実行委員会形式でどのように行っていくかを検討していただいております。

今年度につきましては、12月4日土曜日がスペシャルイベントの日となっております。今年度についても、障害者週間実行委員会にお願いさせていただき、午前中については、自立支援協議会が使用させていただく予定です。

そのイベントの内容については、今後の自立支援協議会の中で提案等をいただきたく思っています。

付け加えまして、当日の午後についても、障がいの理解啓発のための障害者週間イベントを行う予定ですので、ぜひとも、自立支援協議会の委員の皆様もお誘い合わせのうえ、ご参加をお願いしたく思っています。

そのうえで、前年度は自立支援協議会から、障害者週間実行委員会に佐藤委員と小幡委員にご参加いただきましたが、もし可能でしたら、今年度もぜひともご参加いただきたいと提案いたしますがいかがでしょうか。

(会長)

事務局の方から佐藤委員、小幡委員の推薦がありました。私としましては余人をもって代え難しと思っております。

全員の拍手でお願いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

<一同拍手あり>

佐藤さん、小幡さんよろしく申し上げます。昨年度は私も初めて参加させていただきました、コロナで変則なやり方でありました。今年度についても予断を許さない状況ではありますが、昨年の課題とか、今年度是非こんなことがやりたいとか、特段の思いがございましたらお話いただければと思います。

(委員)

私個人としては、やはり条例の見直しに関することを、触れないわけにはいかないかなと思っております。見直しスケジュールを見ると、もうパブコメが終わって、見直し案が出来ている状態ですが、協議会としてやっているよというの言っているのかどうかを確認したいです。

あとは社会的障壁とかはどういうものか、具体的な事例とかをシンポジウムの中に入れさせていただく提案をしても良いのか。自分の思いだけで、障害者週間の実行委員会で話してよいのか。自立支援協議会から出ていると、ここである程度の許可をもらった方がよいのか、毎回悩むところです。ご意見いただければと思います。

(会長)

確認ですが、当日差別解消条例の見直しについての報告を入れるというのはどうかと、それから社会的障壁の内容についてですが、自立支援協議会から出るということでどういう提案するかということの概要報告の承認ですかね。意見も含めてやるということにした方がいいのか。委員からお願いします。

(委員)

基本的なところを確認したい。午前中、自立支援協議会が枠をいただいて、午後は実行委員会でイベントを企画したが、去年はイレギュラーで映画の合間に自立支援協議会の報告をしていただきましたが、例年ですと午前中のイベントについての会場設営、椅子出しとか全て協議会メンバーで行っていました。実行委員会にこちらで全て行いますと伝えてもよろしいですか。

あとは企画の内容を実行委員会に出ている私たちが決めて進めてよいのか。

実行委員会のタイミングもありますので、協議会の意見もいただきたいのですが、どこまで先走ってしまってよいのかを確認したいです。

(会長)

そうしましたら枠組みの所から行くと、午前中に協議会、午後が実行委員会という形でやると提案していいのかということですね。私は椅子出しでもなんでもするので構わないですが、皆さんお忙しいでしょうが、2部構成にするということで異論はないと思いますが、よろしいですか。

<異議なし>

はい、できるだけ日程を空けていただいて、ずっといられないけど、椅子出しとか片付けには出られるというのはすごく重要なところになりますので、ぜひお願いします。

それから出していただいた差別解消条例を見直しについては、当然報告ということに僕はなると思います。パブコメもやっているわけですから、作っていませんだけではなく、少し内容にも触れていって、そのころであれば整理ができていますよね。それをわかりやすい形で紹介できるようなものがあつたらいいのかなと思います。事務局としてはいかかですか。

(事務局)

スケジュール的には、10月にパブリックコメントを経て11月19日の全

体会で、パブリックコメントの検討結果について確認をしていただく予定となっています。12月4日のイベントにはある程度、説明ができる状況になっているはずでございます。

検討結果に基づいて、議案の作成についても取り掛かっている時期ではありますので、内容に基づいて何らかの説明ができればと思っております。

(会長)

内容についての紹介ができるのと、市の条例ですので、それがどういうふうに進むことになっているのかということについても説明できるのではないのでしょうか、どんな形で入れるかもこれから検討してだと思えます。

三つ目ですが、委員から先走ってよいかといわれると、不安に感じますが、僕の方の意見ですが、二人の委員の方にはずっとやっていただいて、思いもあってやっていただいているので、もうそういう思いがなければこんな忙しい中でできないでしょうから、それを大事にさせていただきながら、ただ自立支援協議会には、これだけのメンバーがいますので、別に検閲をすとかそういうことではなく、共有をしてもらって、できれば、じゃあこういう内容も入れてもらえないだろうかという意見があればというふうにできればと思えます。

これについては、障害者週間の方のスケジュールがわからないので、どういうふうにしたらいいのでしょうかね。例えばこういう場でやるのか、ペーパーでやるのか。

例えばお二人で実行委員会の方にこういう提案をしたいというのをちょっとまとめていただいて、ぜひみんなで共有して、そしてプラスアルファのこういうこともやってほしいというのも、ささっとまわしてお話に望んでいただく。そんな感じかなと思えます。

(委員)

おそらく皆さんに何かありませんかと聞いても、なかなかまとまらないので、案を出させていただいて皆さんからご意見をいただいて作っていったらと思っております。

障害者週間実行会は毎月第3木曜日という形で、月に1回ありますので実行委員会の企画もありますので一緒にそこに報告していくような形になっていったらよいのかなと思っております。

(会長)

皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

<異議なし>

いずれ皆さんのところにも照会がかかりますので、ぜひそのときにはよろしくお願いいたします。ますます宿題が増える1年間となりますが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議題の最後になります。その他ということになりますが、事務局からお願いします。

7 その他

(事務局)

ヘルプカードについてのお願いです。小金井市では平成25年度から障害者手帳をお持ちの方および難病患者の方を対象に、いざというときに必要な支援や配慮、周囲の人をお願いするためのものとして、ヘルプカードを窓口で配布しているところですが、現在在庫が少なくなり、新たに作成する必要が生じています。

発注に当たっては、作成から7年が経過していることから、現行の内容を見直す必要がないか改めて確認する必要があると思っております。

つきましては、次回の6月期の部会において、ヘルプカードの現在の資料を情報提供しますので、委員の皆様にご意見をいただければと思います。

スケジュールとしては、令和4年度予算に反映させたいため9月期の全体会で内容の最終確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

ヘルプカードの見直しということで6月の専門部会のときに資料提供があり、それをベースにして検討しながら、9月の全体会で、こういうふうに変えるというのが決まるということになるので、少し部会で意見を集約していただいて9月の全体会には間に合うように注力したいと思います。

今の内容についてでも結構ですし、その他報告事項は後でありますので、協議があればお願いします。

<協議事項なし>

そうしましたら用意した議題は以上ということで報告事項の方につりたいと思います。事務局お願いします。

次第3 報告事項

1 第6期小金井市障害福祉計画 (事務局)

はい、まず資料10をご覧ください。

小金井市保健福祉総合計画の中の、「第6期小金井市障害福祉計画」です。

障害者総合支援法第88条第9に「市町村は、自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」と努力義務として定められています。

資料10の6ページをご覧ください。

第6期小金井市障害福祉計画については令和2年度に、地域自立支援協議会の委員の皆様にご協力いただき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定いただきました。本日Webにて参加、もしくは欠席の委員の方には、後日郵送にて、製本された計画をお届けいたします。

6ページにお示しの通り、障害者計画は、平成30年度(2018年度)からの6年間の計画ですので、今後、令和5年度の会議で、障害者計画、障害福祉計画を再度、策定することとなります。第6期小金井市障害福祉計画についての説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

報告ということですが、何かご質問ございますか。

今、副会長と話しましたが、第7期の自立支援協議会が令和3年度、第8期が4年度、5年度になりますが、障害福祉計画が令和6年度からの新しい計画になると、次の第8期はかなり大変な作業が待っていると思います。

機械的な数字を入れる障害福祉計画と違って、本当にその市政の中の市の計画を立てるということ、しかも6年ぐらいぶりの見直しという、この障害者計画の見直しみたいなことを視野に入れながら今年度アイドリングを始めた方がいかなと思っています。

2年間はあつと言う間なので、皆さんと共有できればと思いました。

2 医療的ケア児の支援体制の充実について (事務局)

それでは、報告事項の2番目、医療的ケア児の支援体制の充実についてです。それから3番目の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、こちら2件続けて私の方からご説明させていただければと思います。

まず医療的ケア児の支援体制の充実についてで、ございます。医療的ケア児の支援体制構築に係る保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場につきましては平成29年の厚労省の告示におきまして平成30年度末までに各市町村に設置することが基本とされておりました。

平成30年3月に策定した第5期小金井市障害福祉計画におきましては、令和2年度末までに他市との共同設置の形で目標としておりましたが、現在も設置に向けた検討中であり、先ほどご説明がありました資料10の第6期小金井市障害福祉計画の12ページをご覧ください。

皆様にもいろいろご協力いただき策定したこちらの第6期小金井市障害福祉計画におきましては、コーディネーター配置とあわせて令和5年度末までの設置ということで、目標としているところでございます。

現在の進捗でございますけれども、福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会の関係者で進めておまして計画上の目標よりは1年早い令和4年度の設置を目途とし、協議の場での協議事項、それから構成メンバー等協議の場に必要となる詳細な事項につきまして、今年度中に決定できるよう取り組んでいるところでございます。

また協議の場の設置に向けた検討とあわせて、市内の医療的ケア児の実態把握のためのアンケート調査を行っておりまして、医療機関や訪問介護ステーションにご協力いただきまして、約40配布して、現在8件の回答をいただいている状況でございます。本件につきましては、一定の進捗があった時点でまた報告することとしたいと思っております。

続きまして、3の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

今回、こちらについては資料11小金井市精神保健福祉連絡協議会設置要綱をご覧ください。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置につきましては、平成29年の厚労省の告示におきましては、令和2年度末までに各市町村に設置することが基本とされておりました。第5期小金井市障害福祉計画においても同様に令和2年度末までの設置を目標としておりました。

また先ほどの資料10の小金井市障害福祉計画におきましては10ページに記載がございます。

中段のところで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築で、協議の

場というのを下から3行目になりますけれども、令和3年度2回、令和4年3回、令和5年度3回という形で計画に載せているところでございます。

こちらの協議の場に係る進捗状況といたしましては、会議体の名称を資料11にありますとおり、小金井市精神保健福祉連絡協議会といたしまして、令和3年4月1日を施行日として、要綱の作成をしたところでございます。それから5月1日付で委員の方々に委嘱をしまして、7月中旬に第一回目の会議の開催を予定しております。こちらの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたりましては、小金井市地域自立支援協議会との連携も不可欠と考えておりますことから、要綱の第7条に規定しているとおり、協議の場での協議内容を必要に応じて報告することとしておりますので、こちらにつきましてもご協力をお願いいたします。事務局からの報告は以上となります。

(会長)

ありがとうございます。

今の国会で医療的ケア児支援法の成立の見通しができています。

どこにいても医療的ケアが出来るようにということが、国および地方自治体の責務ということになっていきます。これからますますホットな話題となってきます。

精神保健福祉施設連絡会の委員の方、何かございますか？

(委員)

コロナでなかなか会議ができなくて、明後日総会の予定でしたが、また書面ということになってしまって、この問題についても関心を持っていますが、まだ会の中で論議は進んでいません。

(会長)

情報提供ありがとうございました。

本当にコロナの問題で、今日も事務局は準備が大変だとは思いますが、会議はやりにくいということですがご容赦ください。

用意した報告事項は以上になりますが、委員の皆さんから何かございますか。

(委員)

皆さんと共有しておいた方がよいと思うことがあるので、お伝えします。

耳の不自由な方のコロナワクチン接種のことで、電話もネットも使えないということで問題になりました。その方は、もう解決したから良いのですが、その方だけではなく不自由な方がいるので、そういう方の対応はどうなっているの

かをお聞きしたい。

(会長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。事務局お願いします。

(事務局)

今、お話いただいた聴覚に障がいのある方の対応ですが、ちょっと準備が遅れていて申し訳ないのですが、まずこちらの方で65歳以上の聴覚の障がいがある方を対象に、FAXで申し込めるような通知をする予定です。ただFAXで申し込むというのは、接種希望者が直接申し込めるわけではなくてFAXをいただいて、いただいたものをこちらでインターネットによる申請を代行するというような形になります。電話の場合も同じく電話を受け取ったコールセンターの者が代行して入力をするという形になりますが、それと同じようにFAXを事前にいただいて入力するという形になります。

電話と違って、FAXの場合はいただいて、その場ですぐにはいかないのですが、事前にいただいておいてこちらで集めておいたものを、予約当日に一斉に入力する形を考えております。そういったことから、事前の準備もあるので、申し込み時の5日前ぐらいからいただかなければいけないというような関係があるので、今すぐにはできずに準備をしている段階です。

5月の最後の2コマに間に合わせる予定で今、準備を進めています。

ただ、その場合に条件的にはおそらく不利になってしまうと思うので、聴覚に障がいがある方でもインターネットを使える方であれば、直接申し込みされた方が、予約が取れる可能性は非常に高くなります。

それと、もう1点は、かかりつけ医のある方につきましては直接そちらに相談していただいた方が確実に取れるという条件がございます。

それとインターネットが使えなくても、もし、ご家族ですとか、支援される方がいたら、電話でお願いした方が確実かとは思いますが。

今お話ししたいずれの対応もできない方のために、最終手段としてFAXの申し込みという形を用意してございます。そういった関係で聴覚の障がいがある方に、FAXの申し込みのフォームを作っていますが、それを最初に送りつけてしまうと、それを使わなければいけないのではないかと誤解をして、本来必要でない方、それより有利な申し込みなどができる方も間違えて送信してくる可能性がありますので、まずこちらからやることとしては、FAXの申し込みが必要な方にその旨お伝えいただき、お伝えいただいた方に対して専用のフォームをお送りする、それを作って申し込み受付日の5日前までにFAXで送り返していただいて、それを集約したものをこちらで入力を代行するというような形

をとらせていただきます。今、申し上げたようにちょっと複雑なやり方を取るために準備が遅れてしまっておりますが、確実に対応できるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

コロナについては国全体の問題でもあり、都道府県でもあり、市町村でもありということで、善処していただきたいと思います。

小金井市は聴覚障害者の団体はありますか。そことも連携して情報共有していただければと思います。はい、その他いかがでしょうか。

<意見なし>

そうしましたら、報告事項、協議事項は以上で終わりたいと思います。次回開催日についてお願いします。

次第4 次回の開催日程について

(事務局)

次回の開催日についてです。資料3をご覧ください。

今回は専門部会、6月9日水曜日午後5時30分から本庁暫定庁舎及び萌え木ホールA会議室を予約しています。

会議室の予約の関係で開始時間が本日と同じ午後5時30分からとなりますので、ご注意ください。

先ほどお伝えしましたが、部会内でのお話の結果、都合が悪い場合や、開催を見送る場合などがあれば事務局まで事前にご連絡ください。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

日程確認についてよろしいでしょうか。

そうしましたらこれで第5回小金井市地域支援協議会の全体会を終了したいと思います。

ご協力ありがとうございました。